平成２９年度第１回さいたま市都市農業審議会

議事要旨

１．日時

平成２９年８月３０日（水）１４：００～１６：００

２．場所

ときわ会館５階　小ホール

３．出席者

区分	人数
さいたま市都市農業審議会委員	１４名
事務局職員（農業政策課）	６名
事務局職員（農業環境整備課）	１名

※委員については、出欠名簿参照。

４．公開又は非公開の別

公開（傍聴者　１人）

５．開会

事務局より会議開催にあたり、次のことについて報告があった。

①定足数を満たしていることから、本日の審議会が成立していること。

②さいたま市情報公開条例第 23 条により会議は原則公開となっていること。

③傍聴者は、現在のところ１名であること。

６．委員長挨拶

７．委員及び事務局紹介

８．議題

（１）さいたま市農業振興ビジョンについて

事務局より、資料をもとにさいたま市農業振興ビジョンの進捗状況について説明後、意見交換が行われた。

【質疑意見等】

①特別栽培農産物の米の２２１件の１件はどのようにカウントしているのか。一つの農家ということか。また、認証を受けているのは、全体の稲作の何割か。（島田委員）

圃場（田んぼ一枚）ごとに１件なので、一軒の農家で何件も認証を受けている方もいる。さいたま市内の全体の圃場数（田んぼの枚数）は把握していないので、割合は明確にはわからない。ただし、割合としてはかなり低いと考えられる。（事務局）

②エコファーマーの人数が目標に対し低いと思う。目標に合わせて、少しでも特別栽培農産物やエコファーマーを増やした方がいいと思う。（島田委員）

特別栽培農産物等については、生産力強化にもつながるため、市の方でも周知を図り、支援に取り組んでいる。また、ＧＡＰという制度もあり、これについては、さいたま市の生産者でも取得している方はおらず、今後、ＧＡＰの取得に向けた取組への支援を検討している。（事務局）

③特別栽培農産物は農家の件数でいうと、何件か。（後藤委員長）

本日、手元に資料がないため後日回答する。（事務局）
【後日回答】
特別栽培農産物の認証を受けている農家件数
１６０件（米　１３８件、野菜　２２件）

④新規就農者数は３年で 29 人という事か。また、全くの非農家からの就農なのか、退職された方の就農なのか、親元就農なのかなどの内訳は、どのようになっているのか。また、この３年間の新規就農者でリタイアした人はいないか。（若谷委員）

新規就農者数は、平成２６年～２８年の３年間で29人ということである。新規就農者の内訳は、手元に資料がないため詳細はわからないが、農外から就農された方もいるし、農家の後継者の方もいる。割合でいうと農家の後継者で、実家で就農された方が多く、農外から就農された方は、少なくなっている。また、この３年間の新規就農者で、今のところリタイアした方は聞いていない。（事務局）

【後日回答】

さいたま市新規就農者数　　単位：人

年度	親元	雇用	新規参入	計
H24	8	0	1	9
H25	8	1	0	9
H26	9	1	0	10
H27	4	0	5	9
H28	8	0	2	10
計	37	2	8	47

⑤この新規就農者のうち、国の給付金（農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金））を使った人数は。（後藤委員長）

平成２８年度までで４名、交付されている。今年度についても、新たに交付予定の方がいる。（事務局）

⑥新規就農者というのは、国の基準でいう新規就農者と同じか。（後藤委員長）

農外からの新規参入の就農者と農家の後継者で就農された方を数えている。雇用就農については、全ては把握していないため、含まれていない方もいる。（事務局）

⑦農業関係の会社に就職した雇用就農は含まれていないということは、国の基準とは、異なっている。国では新規参入による就農者、農家の後継者、雇用就農の３つを合わせて新規就農者として統計を発表しており、雇用就農が増えてきているというところに特徴がある。（後藤委員長）

⑧５ページで直売所の設置数というのがあるが、昨年度から設置数が変わっていないが、増減があって差引０となっているのか。また、平成２５年度と数が変わりないが、関連はあるのか。（滝澤委員）

直売所の数は、農業政策課で把握している数ということになるので、実際には他にも直売所がある可能性もある。ここでいう直売所は、農家の方が団体を作って、運営している直売所。または、農業協同組合の直売所になるため、個人でやられている直売所は含まれていない。平成２５年度からの増減、やめたところや新規で作られた場所はない。（事務局）

⑨ランドコーディネーターの数は、何の数か。受講者数なのか。（後藤委員長）

ランドコーディネーターになる要件として、アグリ・カルチャー・ビジネススクールを受講することがあり、この講義を全回受講された方の中で、ランドコーディネーターになりたいと希望された方を認定している。ランドコーディネーターは、２年に一度更新している。（事務局）

⑩ランドコーディネーターに登録した方は、こういうことをしなくてはいけないとか、こういう活動に参加するとか、規定はあるのか。登録しているだけなのか。（後藤委員長）

ランドコーディネーター協議会というものを作り、協議会の方で農家への視察や農家の情報の発信などの活動をしていただいている。（事務局）

⑪この３９人はランドコーディネーター協議会に参加されている方という事か。（島田委員）

そのようになる。ランドコーディネーターの人数については、かなり減

ってきており、２年に１度の更新で辞められる方が、増えてきている。協議会の活動は十数年続いており、最近は、消費者向けのＰＲ等を中心にやっていただいている。（事務局）

議題（２）に入る前に、さいたま市長から本審議会委員長宛ての諮問書について、事務局より報告があった。

（２）人・農地プラン（案）について

事務局より、資料をもとに人・農地プラン（案）について説明後、意見交換が行われた。

①人・農地プランで担い手の人数を確定する組織はどこになるのか。ここで検討されて決定されるということなのか。（後藤委員長）

国で定められている担い手に位置づける手順としては、地域の話し合いにて担い手について合意をいただいた後、今回開催している都市農業審議会で検討いただき、最終的には、市で局長決裁を行うことで確定となる。（事務局）

②地域の話合いには、どのような方が参加したのか。（後藤委員長）

地域の話し合いの参加者の定義は具体的には定められていないが、広く参加者を募るようにとされている。今回は農業委員、農地利用最適化推進員、認定農業者、新規就農者や若手農業者など、農業政策課で把握している農業者の方に通知した。また、農業委員会が実施している農地台帳調査にも地域の話合いの案内を同封して広く募集した他、市の情報公開コーナーにチラシを設置し、一般の市民の方も参加できるようにしている。現状では、一般の市民の方というよりは、農家や農地を相続した方など、何かしらの形で農地をお持ちの方が多く参加されている。（事務局）

③地域の話合いに出席する人については規定はあるのか。あるいは市として、最低限この人たちには参加していただき、決めたいという指標はあるのか。（後藤委員長）

定数は定められていない。参加者についても、指標は特に定めていないが、農業委員、農地利用最適化推進員、認定農業者、新規就農者や若手農業者の方など、市で把握している方には通知をお送りし、参加を呼び掛けている。（事務局）

④自身は西部地域に住んでいる。今後の地域の中心となる経営体として８名いるが、高齢の方もおり、後継者もいないようである。今後を考えると担い手と呼べるのか。（見川委員）

担い手の位置づけについては、最低このくらいの面積をやらなくてはいけないとか、年齢がこれ以下ではないといけない等の決まりを国の方で定めていない。自身でこれから頑張っていこうと手を挙げられた方を位置付けている。これから、若い方をより増やしていく必要があると考えている。（事務局）

⑤農家同士の話では、担い手としてやっていくには、自分も年だからなかなか難しいという話があり、実際、ギャップがあると思う。（見川委員）

西部地域に限らず担い手は、高齢化している状況である。地域の話合いは、自身の住む地域の農業がこれではいけないと思っている皆さんに、年齢関係なくご意見を出していただいて、今後の地域農業のあり方について決めていく場でもある。ぜひ近くの農家の方にもお声掛けいただければと思う。（事務局）

⑥国では、人・農地プランは、地域農業に関する人と農地の将来の設計図という位置づけになっているようだが、現場の農家の方には、どのように受け止められているのか。やはり、農地の貸し借りに関係する人だけのものなのか、それとも将来のことを考えていくためのものとして受け止められているのか。（後藤委員長）

⑦現実は、農地中間管理事業で借りるとなると、こういったプランに位置づけられた人は、条件がいいところでないとなかなか借りない。実際、遊休農地のようなところでは、すぐに農産物を作るのは困難であり、そういうところを貸しますと出されても、現実は借りる人はいない。また、農業は自然相手なので、なかなか自分の思った通りにならないのが現状であり、いい肥料や苗、種をまいたら、最後まできちんと育ってくれる、必ず収益につながってくれるということであれば、農地を借りようということになるだろうが、なかなか計算通りにはならない。人・農地プランでまとめやすいのは、どちらかといえば水田地帯である。畑となると、さいたま市でも見沼田圃のあたりでは、一団の農地があるが、住宅の中の農地では堆肥をまけば臭いが発生するし、農薬をまけば何をまいているんだと苦情があったりと色々な問題が発生する。認定農業者については、人数は増えているが、いざ人・農地プランを通じてとか、農地中間管理事業を通しての貸し借りをしたいという元気のある人は、非常に少ないのが現状。（若谷委員）

⑧若い方が後継者としては増えてきている。しかしながら、もっと若い 20 代、30 代は少なく、若いといっても 50 代の後継者が多い。作る作物によっても後継者というのは変わってくるように思う。果樹、野菜は、若い方が多いが、水稲はどうしても若い方が少ない。農地の問題では、水稲の方が広い農地を借りやすいし、機械化しやすく手間がかからないが、それでもだんだん高齢

化してきている。20 町、30 町やっていた方も高齢化でやめてしまうというところにきているのが現状。農協の方でも何かの形で継げないものかと考えており、農協のテーマになってきている。後継者問題が一番頭が痛いところ。（山﨑委員）

⑨農業所得が増えないため、なかなか後継者が増えない。しかし、地域によっては、周年作物で収益を上げて、後継者が育っているところもある。いいところの農地は耕作されるが、どうしてもできないところは農協でやってくれないかといった要望が多い。来年度は、そこをカバーするために出資法人を立ち上げようと考えている。（中野委員）

⑩頼まれてやると石ころが多く、コストがかかったりすることが多い。環境整備の面では、できるだけ空き缶等を捨てられないよう周りをきれいにするようにしているが、ごみを捨てていく人がいる。やはり、条件が悪いものから貸しに出てくる。ひどい圃場でも、四苦八苦して圃場を整備すれば、長期的に見ればかなり作物ができるが、２、３年は全然ダメで、耐性も弱くなるし、たい肥の問題、土の継続利用は難しいテーマ。担い手不足については、これまでの経験からすると人はいると思うが、働く意思を持っているかが非常に重要である。（柳委員）

⑪条件が悪いところは借りてくれるところがなかなかないというのは、県内全域にそうである。農地中間管理事業は、畑よりもやはり水田を目的に制度設計されている。農地中間管理事業では、基盤整備もできるので、区画を大きくするために、畦畔を除去したり、埼玉県では簡易な圃場整備、道路を広くすることは農家負担無しでできる。しかし、集落へ説明にいくと、農地解放や耕地整理のしこりがあり、説明しても、信用できないという人がかなりいる。そういう人たちを何とか一人ずつ説得して、基盤整備事業をやっている。農地中間管理事業では、農家の負担なく圃場整備事業ができるので、ぜひ農地をいい条件にして担い手に貸していただきたい。また、地区内に担い手がいないというところもある。そういうところについては、例えば羽生市ではイオンが資本を出した農業法人が、耕作しており、どんどん先細りになるのではなく、一歩踏み出していただいて、人に借りてもらえるような農地に変えていってもらえれば、今後も持続可能な農業になると思う。（大図委員）

⑫近い将来農地の出し手となる者と農地のＰＲは、農地中間管理機構でしているのか。（島田委員）

さいたま市が窓口となって、農地を貸したい方の情報を集めている。その情報については、農業委員会や農地中間管理機構等の関係機関に提供している。また、今年度より、認定農業者に貸したい農地の一覧表を送付し、情報提供している。（事務局）

農業委員会では、毎年、８．１調査という農地を持っている方を対象とした農地台帳調査をやっている。今年度は、その調査の際に、今後農業続けるか、農地を貸したいかなどのアンケートを取っている。そこで、貸したいといった人に対して、人・農地プランで出てきた人たちの中で借りたいという人がいれば、マッチングしていくといったシステムを作ろうと進めている。（若谷委員）

⑬法律のできた順序でいうと、人・農地プランの方が農地中間管理事業より前にあったものである。人・農地プランというものは、やはり、どうやったら地域の農業をうまくできるかということを地域のみんなで考える、そういう仕組みとしてできたものである。その上で、農地中間管理機構ができて、本当に農業的に活用していく面ではいい仕組みができて、先ほど話があったように、農地改良も基本的には地権者の同意なくできるようにする方向に進めようとしているようなので、そういうものが上に乗ってきている。しかし、地域の将来の設計図ならば、本当に農業的に活用できないような農地についても、例えば市民農園などとして地域の人に活用してもらうというようなことも人・農地プランの中で考えていってもいいと思う。しかし農地中間管理事業の法律ができてそれによる規模拡大農家への農地集積が重視され、その下に人・農地プランが位置付けられるような運用になっているという印象を持っている。今のような状況の中では、地域の農業をどうするかというのは、もう少し広い視野で考えていく必要があると思う。当然、担い手によって農業的に活用していくことが中心ではあるが、人・農地プランを議論する場というのは、どういう場が望ましいのか、法律的には何も決まっていないが、少しずつ市の方で工夫していく必要があるではないかと思う。（後藤委員長）

⑭最近は、地域の話合いへ直接参加はしていないが、客観的に見ると、やはり本来もっと入っていい人がいるのではないかと思う。30 年以上前にあった、昔の地域農業集団から始まり、今では農家だけでは難しくなり、農家以外の方も含めて、地域の人たちで今後の地域の農業について考えていこうという流れの中で人・農地プランができている。しかし、今では農水省では農地中間管理事業に力を入れており、そちらばかりが表に出てしまっている。農地が一番ではあるが、やはり人が絡まないと農業は先に進まない。今は、農業だけで農地を管理していくのは難しいところに来ているというのを切実に感じている。そういった面でも色々な視点を持って進めていきたいと思う。本日は貴重な意見をいただきありがたいと思う。（岸委員）

⑮それでは、この人・農地プラン（案）については、審議会として妥当ということで判断してよろしいか。（後藤委員長）

⑯異議なし（全員）

⑰それでは、妥当ということで判断したので、事務局の方で答申の手続きを進めていただきたい。（後藤委員長）

事務局より地域の中心となる経営体として年度の途中で位置づけを希望する方がいた場合の対応について、下記の通り補足説明があった。

これまでは、年に一度しか地域の話合いを行っていなかったが、位置づけ希望者がいた場合には、農業委員、農地利用最適化推進員に参加していただき、小さい単位での地域の話合いを随時行う。そこで、地域の中心となる経営体として認めていただければ、今年度中の審議会にて人・農地プランの見直しということで、再度諮らせていただくことになる。なお、審議会は年２回の予定であり、次回は２月末から３月で考えてので、その際にまとめて諮らせていただく。

９．その他

事務局より、下記の通り報告があった。

・今年度の都市農業審議会、次回の開催は２月末から３月の予定である。

・本日の答申については、後藤委員長の承認をもって、市へ回答する。

１０．閉会（萩原副委員長挨拶）

問合せ先

経済局農業政策部農業政策課　農業政策係
電話　０４８－８２９－１３７６